

京都市心身障害児福祉会館条例を廃止する条例（平成21年3月26日京都市条例第53号）（保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課）

京都市心身障害児福祉会館を廃止することとしました。

この条例は、平成21年4月1日から施行することとしました。

京都市心身障害児福祉会館条例を廃止する条例を公布する。

平成21年3月26日

京都市長 門川大作

京都市条例第53号

京都市心身障害児福祉会館条例を廃止する条例

京都市心身障害児福祉会館条例は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(関係条例の一部改正)

2 重要な公の施設に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 社会福祉関連施設の項中「，心身障害児福祉会館」を削る。

(保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課)